

「ゲームセンター」を風俗営業(8号)にする

「新風営法」可決成立

参院・地行委が「小委員会」設置 来年2月施行へ向け警察庁は準備

ゲームセンター(ゲーム場)を新たに「風俗営業」にすることを盛り込んだ「風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(新風営法案)」の審議は結局、今国会会期末(八月八日)までつれ込み、七月に参議院・地方行政委員会(大河原太郎委員長)で可決、翌八日の午前十時すぎの参院・本会議で可決、成立した。これにより現行の「風俗営業等取締法」に代わる「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(新風営法)」が誕生することになる。この新風営法は、同法付則により公布(未定)から六カ月以内に施行されることになり、警察庁では来年二月施行をめざして準備を急ぐとしているが、国会審議で次々と問題点が指摘されたことから参院・地行委では、風俗営業に関する調査小委員会を発足させており、施行に向けて立法府からの注文がありうると見られており、まだまだ波乱含みの状況である。

新風営法案は衆議院で一部修正の上通過した後、参議院で七月十一日から審議に入り、参院・地行委では同十七日から実質審議に入っていた。同日

行委では七月十七日、十九日、二十一日、八月二日、三日と会期末ぎりぎりまで質疑が行なわれ、とくに八月二日以降は他の重要法案との兼ね合いもあり、日程が決まらないうちに参院・地行委の理事懇談会は三日から六日まで断続的に開かれたが、結局他の重要法案の審議との調整を要し、六日夜「七日に地行委開催、最終質疑、採決」のスケジュールが決まった。七日午前中は臨時教育審議会設置法を成立させるための参院本会議が開かれ、地行委は午後一時半から四時半まで開かれた。同委員会では締めくくりに質問が行なわれ、志宮裕氏(社会)と原田立氏(公明)がゲームセンターの風営化に問題ありとして、ゲーム機には健全機と賭博機の区別があること、神谷信之助氏(共産)が最後の質問者となった。以上で質疑は終了し、神谷氏が修正案を提出、衆議院の修正を含む原案と合わせ討論となり、①佐藤三吾氏(社会)が原案に反対、②三治重信氏(民社)が原案に賛成、③神谷信之助氏が修正の、それぞれ意見を述べ、採決に

移った。採決では共産による修正案を多数で否決した上で、原案について賛成多数で可決した。次に真鍋賢二氏(自民)から特別決議案の提案があり、これについては全会一致で採択された。この特別決議は、衆院・地行委の付帯決議の内容をさらに厳しくした上で、前文に「審議の経過にかんがみ、国民の基本的権利と警察責務との関係及び法形式等について継続的に調査、検討を行う」

ことを掲げており、付帯決議とはちがう独自の決議となっており、これに伴ない大河原委員長が六人の委員による「風俗営業に関する調査小委員会」を設置することを提案、可決された。同小委員会が正式名称は未確認であるが、参院・地行委において次の六名の委員からなる小委員会がこの日誕生したことになる。委員長は岩上二郎氏(自民)、委員は真鍋賢二氏(自民)、志宮裕氏(社会)、三治重信氏(民社)、原田立氏(公明)、神谷信之助氏(共産)。この小委員会は特別決議の前文にある「継続的に調査、検討を行う」ためのものとして設置される。新風営法は可決されたことになり、八月営業という「ゲームセンター」は設置するも機を一台以上設置するものであり、当然ながら「ゲーム喫茶」も新風営法ではゲームセンターと同じ扱いとなる。なお新風営法の付則では、今回新たに風俗営業となる八号営業に関して、施行日から三月以内は無許可でも営業でき、また同期間以内は許可申請し許可不可の通知のあるまでは同様に営業できると、経過措置を定めている。

小委員会は今後も継続して 風俗営業に関し調査、検討

新風営法案の国会審議では衆参両院を通じて、ゲームセンターの風営化をめぐる質疑の大部分を占めたが、その最大のもは八号営業で言う「遊技機(ゲーム機)」に健全なゲーム機がなぜ含まれるのかという点であった。これに対し政府委員の警察庁側は、健全機であれどどんなゲーム機も賭博に使用されようとの見解を示し、従ってどんな場所にも設置されているゲーム機でも、それを店舗その他これに類する区画された施設に置いて客に遊技をさせる営業をす

「特別決議」を全会一致で採択
8日の会期末ぎりぎりまで審議

参院地行委

めものものと解されており、新法下における風俗営業の制度や法運用に関して今後調査、検討するとされている。従って、この小委員会は国会休会中も随時開かれることになっており、新風営法が規定する国家公安委員会規則や政令などの下位法令の決定についても調査、検討を加えることが十分に予測されている。

衆参とも8号営業に質疑集中 成立したがいぜん残る疑問点

したま法案は可決されたことになり、八月営業という「ゲームセンター」は設置するも機を一台以上設置するものであり、当然ながら「ゲーム喫茶」も新風営法ではゲームセンターと同じ扱いとなる。なお新風営法の付則では、今回新たに風俗営業となる八号営業に関して、施行日から三月以内は無許可でも営業でき、また同期間以内は許可申請し許可不可の通知のあるまでは同様に営業できると、経過措置を定めている。